

令和2年度第3回宮城県民間資金等活用事業検討委員会 議事録

1 日 時 令和2年12月23日(水) 午前9時～午前10時55分

2 場 所 宮城県行政庁舎11階 第二会議室

3 出席委員 8名(欠席1名:佐野大輔臨時委員)

4 出席者(敬称略)

(委員長)

増田 聡 東北大学大学院経済学研究科教授

(副委員長)

今西 肇 東北工業大学名誉教授

(委員)

大泉 裕一 公認会計士・税理士

大森 克之 宮城県総務部長

佐々木 雅康 弁護士

田邊 信之 宮城大学事業構想学群教授

(臨時委員)

<下水道分野>

大村 達夫 東北大学 名誉教授

東北大学未来科学技術共同研究センター シニアリサーチフェロー

<水道分野>

滝沢 智 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授

(事務局)

岩崎 宏和 企業局技監兼次長(技術担当)

田代 浩次 企業局水道経営課 課長

内海 章博 同 副参事兼課長補佐(総括担当)

大沼 伸 同 技術副参事兼課長補佐(総括担当)

千葉 隆浩 同 技術副参事兼技術補佐(総括担当)

小野寺 正樹 同 技術補佐(総括担当)

長山 恒紀 同 技術主幹(水道経営改革推進班長)

佐藤 正俊 同 主任主査(副班長)

二藤部 賢司 同 主任主査

柳田 健斗 同 主事

雨宮 尚広	同	技師
國府田 知之	同	技師

目黒 洋	総務部参事兼行政経営推進課長	
槻田 典彦	総務部行政経営推進課 副参事兼課長補佐(総括担当)	
伊藤 隆	同	主幹(行政経営システム班長)
木村 敦子	同	主査

【1. 開会】

●司会（行政経営推進課 槻田副参事兼課長補佐（総括担当））

本日は、お忙しい中御出席いただきありがとうございます。只今から令和2年度第3回宮城県民間資金等活用事業検討委員会を開催いたします。

始めに、会議の成立について御報告させていただきます。本委員会は9名の委員で構成されておりますが、本日は8名の皆様に御出席をいただいております。民間資金等活用事業検討委員会条例第5条第2項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、佐野臨時委員は本日御都合により欠席されています。また、本委員会で審議する事項は、情報公開条例第8条第1項に規定されている非開示情報に該当することから、同条例第19条に基づき、平成30年度に開催した第1回の会議において、第2回目以降の会議を非公開とすることと決定されております。

それでは、以後の議事進行につきましては、増田委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いたします。

【2. 議事】

『議事（1）宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）に係る実施契約書（案）等の修正について』

●増田委員長

これから会議を始めたいと思います。年末も押し迫りつつある中お集まりいただき、今日もよろしくお願いたします。

それでは本日の委員会の趣旨等について事務局から説明いただいた後、議事に入っていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

●行政経営推進課 目黒課長

それでは、本日のPFI検討委員会の趣旨について御説明いたします。

参考資料2を御覧ください。1の本日のPFI検討委員会における審議内容ですが、2件を予定しております。

まず、（1）の実施契約書（案）等の修正についてですが、前回10月の委員会で御質問のありました知的財産権対象技術の取扱いについて、再度説明させていただきます。また、前回の委員会以降、県と応

募者との間で実施した競争的対話を踏まえまして、各公募書類の改訂が必要と思われることについて御審議いただきます。

次に、(2)の第二次審査の進め方についてですが、前回の委員会で頂戴いたしました御意見を踏まえまして、事務局で更に検討を進めた事項について御審議いただきたいと考えております。

なお、前回の委員会における御意見・御要望については、2として整理いたしましたので、御参考をお願いいたします。対応状況については、後程議事の中で事業担当課から御説明させていただきます。

説明は以上となります。

●増田委員長

はい、ありがとうございました。今説明いただいたとおり、本日の議事は(1)、(2)の2件となっております。それでは、議事(1)宮城県上工下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)に係る実施契約書(案)等の修正について、資料1他を使って事務局から説明をお願いします。

●水道経営課 田代課長

私から説明させていただきます。実施契約書の案などの公募関係資料につきましては、前回の委員会で報告させていただいたものに対しまして、文言の調整など、全てを対比した資料が資料1-2のA3判の資料になります。このうち主なものを、資料1-1のA4版の資料にまとめてございますので、説明はこちらの方でさせていただきます。

それでは、資料1-1の1ページを御覧願います。公募関係書類の主な改訂点、修正点でございます。主なもの3点を御報告させていただきます。

実施契約書の案が2件、優先交渉権者選定基準が1件です。実施契約書につきましては、一つ目は、前回も御説明させていただきました知的財産権対象技術の取扱いにつきまして、補足説明させていただきます。二つ目は、こちらも前回御提案させていただきました流域下水道事業の改築計画のルールにつきまして、応募者と意見交換した結果、一部修正する必要が発生しましたので、御報告させていただきます。

3点目の優先交渉権者選定基準については、任意事業の取扱いに関係するところでございます。みやぎ型管理運営方式におきましては、任意事業は評価対象としないという取扱いとしておりましたが、応募者の提案内容について意見交換をする中で、評価対象とする必要がある任意事業が出てまいりました。それについて3点目として、御報告させていただきます。

では、2ページをお開き願います。知的財産権対象技術の取扱いにつきまして、補足させていただきます。前回提案しました内容をまず確認させていただきます。検討の背景のところを御覧ください。運営権者が導入した知的財産権対象技術につきましては、事業期間終了後におきましても、県や次期運営権者等が同じ条件で使用を継続できる必要がございます。例えば運営権者が変更になったとして、値上げという形になりますと、料金も値上げをしなくてはいけない事態になってしまうということで、囲みのところですが、実施契約書の案には、本契約終了後も導入した技術につきましては、無償かつ無期限で許諾させなければならないという条文を設けてございました。ポンチ絵の当初想定のように、導入当初に一括で支払うような特許権をイメージしてございました。

これに対しまして、応募者から月額等、定期的にライセンス料を支払う場合があり、こういった場合においては、将来まで無償とすることは困難であるというような御意見をいただいたところでございます。今回対応の図のようなイメージのものでございます。こういったことから、下の箱囲みのところでございますが、運営権者は月額等のライセンス料を株主に負担していた場合には、当該負担額を上限として、無

期限で使用を許諾する旨を定めるというようなルールを設けたいという御提案をさせていただきました。ここまでの前回説明したところでございます。

4ページを御覧ください。実は、無償かつ無期限での許諾につきましては、前提条件がございますが、説明が不足してございましたので、そこについて補足させていただきます。

まず、一つ目の四角（◆）のところですが、SPCの株主が保有する知的財産権の対象技術を導入した場合は、矢印のところの1行目の後段のところですが、無償かつ無期限での許諾を求めます。これに加えて、太字のところですが、定期的に月額等でライセンス料を支払っていた場合には、当該金額を上限とするという御提案をしたところでございました。

二つ目の四角（◆）のところですが、株主を含まない全くの第三者が保有する、例えば市販のソフトウェア等をイメージしておりますけれども、こういった知的財産権を導入した場合に、無償かつ無期限の許諾につきましては、一番下のところですが、原案の段階から運営権者の努力義務としてございました。ここにつきましては、全くの第三者ですので、なかなか義務と言い切れないところがございまして、努力義務としたところでございます。

このような整理の中での制度であるということを確認いただきたいと思っております。

5ページを御覧ください。こちらは前回提案しました下水道の改築計画のルールの明確化でございます。検討の背景の二つ目のポツ（・）を御覧ください。前回の提案内容を確認させていただきます。流域下水道事業は交付金を活用した補助事業ということで、資金調達を全て県がするという仕組みとなっております。このため、実現性のない安価な提案によって価格点を狙うことや、県の改築計画から故意に改築対象施設を除外し、事業期間中の故障などを理由にして、県に追加費用負担や改築費の増額を求めることが懸念されるという意見が応募者から寄せられたところでございます。

そのため、前回の委員会では、表の右側のルールを明確化というところですが、自らの提案により改築計画から除外した設備が、事業期間中に改築が必要となった場合、すなわちこの表のCやDのような設備の場合は、運営権者の負担により改築を実施するという御説明をさせていただきました。

これに対しまして、6ページの修正の背景のところを御覧ください。このルールの適用によりまして、実現性のない提案は一定程度回避できるものの、自由度のある提案が阻害されてしまうという懸念が、応募者の三つのコンソーシアム全てから寄せられました。

県としましては、提案書の提出期限が迫る中で、応募者の合意を得ずに新たなルールを適用することはできないと判断したところでございます。そのため、想定外の事象であっても、計画にない設備の改築が必要な場合には、当初の考え通り、原則として改築計画の入れ替えで対応をしていただきます。入れ替えだけでは対応が困難になった場合に、初めて増額の協議を厳格に行うという形にしたいと考えてございます。さらに、四つ目のポツ（・）のところですが、改築費を故意に下げた提案を防ぐために、改築費の県基準額をさらに下回る提案につきましては、県基準額までは提案者の負担により改築を実施することに修正したいと考えてございます。

7ページを御覧ください。増額協議の実際の運用についてです。箱囲みのところですが、提案時の改築計画における設備ごとの改築要否の判断の妥当性や、改築計画全体としての内容の妥当性、当然のことですが協議対象となる増額対象額、提案書類における提案額と改築提案上限額との差額等、こういったものを総合的に考慮して協議を行うことを想定してございます。

これらにつきましては、競争的対話における質問回答で、応募者に伝えているところでございます。一番下のところですが、この競争的対話における質問回答の位置付けとしましては、契約の一部を構成するものだということで、県と運営権者が互いに保有しまして、協議を行いながら業務を遂

行するという事で、契約書の一部となります。

8ページを御覧ください。さらに補足ですけれども、運営権者に負担を求める改築費の金額のイメージでございます。グラフの下の左側に、提案上限額265億円がございます。265億円が0点で、右側に行くほど提案額が下がっていき、県基準額までいきますと満点の5点になります。この県基準額は、非公表でございますが、249億円でございます。これを下回った場合、例えば提案が240億円であった場合、この240億円から249億円の間の9億円については、運営権者の負担で実施していただきたいということを求めてございます。この249億円の県基準額につきましては、優先交渉権者選定後に公表となります。こういった運用をしていきたいと考えてございます。

9ページを御覧ください。評価対象とする任意事業についてです。みやぎ型管理運営方式では、水道事業本体の評価により事業者を選定したいという基本的な考え方から、任意事業につきましては評価の対象としないという方針としてございました。しかしながら、以下を踏まえまして、評価対象とする任意事業を整理いたしましたので報告させていただきます。

一つ目のポツ（・）ですが、競争的対話におきまして、応募者と提案内容について意見交換する中で、例えば、太陽光パネルを設置して発電した電力を場内利用するなどして、水道事業本体のコスト削減に資することを提案したいといった意見が寄せられました。こういった事業は義務事業として評価できないかと考えておりましたが、義務事業とした場合には、太陽光パネルを事業用資産として運営権を設定する必要が発生します。

二つ目のポツ（・）ですが、運営権を設定するという事は、太陽光パネルは県が所有するという事になり、水処理施設本体ではない発電用の施設を県が所有するという事は、県側の意図するところではございません。

特に、流域下水道事業の場合は、このような事業が先ほど御説明した改築上限額265億円の範囲内で実施することとなります。そうしますと、本来必要な水処理施設の更新ができないという事態になってまいります。

以上のことから、一番下の箱囲みのおり、このような事業は、義務事業ではなくやはり任意事業とし、任意事業の中でも実施義務を負うことを条件にして、提案審査書類に記載ができる任意事業として整理し、その上で評価の対象とすることとさせていただきたいと考えてございます。

10ページを御覧ください。こういった考え方のもと、優先交渉権者選定基準を一部改訂させていただきたいと考えてございます。5. 2. 6の任意事業の考え方及び提案のところです。なお書き以降のところを読ませていただきます。任意事業の提案は評価の対象としない。また、運営権者は任意事業について実施義務を負わないものとする、としてございました。これに、ただし書きを加筆させていただきたいと考えてございます。コスト削減等義務事業の効率的又は効果的な運営に貢献する任意事業を提案する場合、運営権者は実施義務を負うことを条件に、当該事業を提案審査書類に記載することを妨げないものとする、という文言を加筆させていただきたいと考えてございます。

「コスト削減等義務事業の効率的又は効果的な運営に貢献する任意事業」の定義でございますが、運転管理業務におけるコスト削減効果がある事業を原則といたします。ただし、電力の調達等のユーティリティ管理につきましては、必ずしもコスト削減効果が見込まれない場合であっても、環境負荷低減等の効果がある場合については、みやぎ型管理運営方式の目指す方向性と一致してございますので、対象とするということで整理をしたいと考えているところでございます。

こちらにつきましても、競争的対話等における質問回答で応募者に伝えているところでございます。説明は以上となります。

『議事（１）質疑応答』

●増田委員長

ありがとうございました。競争的対話を進めていく中で、公募関連書類の文言や取扱いの修正が必要ではないかという提案です。今説明いただきました内容について、御質問や御意見がございましたらお願いします。

●滝沢臨時委員

御説明ありがとうございます。最後の段階なので、確認です。４ページの第三者が保有する場合については、上記の許諾について、無償かつ無期限や事業期間中に定期的に支払っていた金額を上限とすることについて努力義務と書いてありますが、これは自分の契約が切れた後のことを言っているのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

次期運営権者等に対してですので、契約終了後のことでございます。

●滝沢臨時委員

例えば、親会社というか、SPCの株主である会社に対しては関係性がありますので、努力義務というのは分かりますけれども、第三者で、別会社ですよ。自分の契約中であれば交渉することもできますけれども、他の会社が契約を取ってしまうかもしれません。そういうことに対して、どういう形で努力ができるのか、想像がつかないのですけれども、努力義務というのはどのような想定をしているのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

まさしく、ここで整理しているのはその点でございます、一つ目のSPCの株主が保有する知的財産権につきましては、努力義務ではなくて、許諾を求めるという考え方をしております。事業期間中に定期的にライセンス料等を支払っていた場合については、値上げをしていただいていることは困るということを了解のうえ導入してくださいというハードルを設けてございます。

二つ目の全くの第三者につきましては、努力義務ですので、お願いはしていただきたいという考え方をしておりますが、強制力は設けることはできないだろうという整理のもとにこういった内容にしたというところでございます。

●滝沢臨時委員

私は契約のことはよく分かりませんが、効力のないことを書いてもあまり意味がないような気がするのですけれども、いかがでしょうか。

●水道経営課 田代課長

あくまでも、導入する以上は、第三者に対しましても、一定の金額以内で使用できるようにお願いはしてくださいという意味合いを込めてこういう条文を入れたというところでございます。

●滝沢臨時委員

御専門の皆さんがそれで問題ないのであればいいのかもしれませんが、一般論としては、あまり曖昧な

ところを残した契約にしない方がいいのではないかと思います。そうしないと、解釈で揉めると思います。ただ、両者が合意されるのであれば、それでいいのかもしれない。

●田邊委員

2点ほど質問させていただきます。一つ目は、4ページの言葉の意味についての確認です。SPCの株主が保有する場合と第三者が保有する場合となっているのですが、例えば、SPCの株主の子会社が権利を持っていた場合については、SPCの株主に該当するのか、それとも第三者に該当するのか。これは強制力が働く可能性もあるので、その解釈の確認をしておきたいと思います。

もう一つは、9ページの任意事業についてです。これは全くこの通りだと思うのですが、例として太陽光パネルと書いてありますが、事業期間が終わった場合も所有権はSPCのままということになるのでしょうか。また、運営権との絡みについてはどう考えたらいいのか、一応確認しておきたいと思います。

●水道経営課 田代課長

最初に2番目の任意事業についての御質問から回答させていただきます。基本的に、任意事業につきましては、事業用地内でこういった構築物を設置した場合はあくまで運営権者側の所有となります。また、事業期間終了後は原則撤去していただくこととなります。ただし、事業期間終了を見据えた協議の段階で、これはまだまだ有効な施設だということであれば、太陽光パネルに限りませんが、県が買い取って、県の所有になるという道も残してございます。

一番目の御質問の株主の子会社につきましては、第三者という取扱いにしてございます。

●田邊委員

そうしますと、たまたまSPCの株主がライセンスを保有していた場合はこの対象になるけれども、同じグループの子会社が保有していたとしたら、第三者となり、努力義務に変わってしまうということですね。そういった事態はあまり起こりそうにないと考えてよろしいでしょうか。

●水道経営課 田代課長

我々としては、こういった技術を導入されるかまでは、今の段階では分かりかねますけれども、いずれどこかで線を引かなくてはいけないということで、こういったルールにしたところなんです。競争的対話の中でも、応募グループにはこういったルールで進めるということで御了解いただいたというところがございます。

●田邊委員

はい、分かりました。親と子だと言いながら、事実上一体のような場合もありますので、解釈とか協議の余地を残した方がいいのかもしれない。言い切ってしまうと、不平等が出てしまう可能性があります。もうこの段階ですので、絶対にということではありませんけれども、少し考えていただければと思います。

●増田委員長

中核的な技術なのか、そうでもないものなのかとか、応募する方もSPCの中に意図的に入れないと

か、入れるとか、そういうことが戦略上あり得るような気もするので、その辺りは、分かる範囲でチェックをしながら進めていくしかないのかなと感じました。

●大村臨時委員

任意事業についての質問です。太陽光パネルは水処理施設ではないということですがけれども、実際に発電したものを水処理に使う可能性が高いわけですよね。そうすると、ある意味水処理施設の一部のような気もします。そういう観点からいうと、最初に提案してもらった時に、これは任意事業だけれども、水処理施設ではないので、太陽光パネルと同じような取扱いするといったことを決めるということでしょうか。

●水道経営課 田代課長

例えば、具体的に太陽光パネルみたいなものが提案されたとすれば、あくまで任意事業の中で実施義務を負う電力調達の一つの手法だと考えてございまして、提案書の中には記載されてまいりますけれども、先ほどの田邊委員にも御回答したとおり、あくまで運営権者の所有となり、最終的には撤去費まで含めた形で提案していただくということでございます。

●大村臨時委員

太陽光パネルで発電したものを売電するとか、そういうようなことは任意事業という気がしますがけれども、水処理施設の中で発電した電力を場内で使うようなエネルギー施設もあると思います。例えば、ガス発電とかそういったものは、水処理施設の一環という気がするので、それらの施設の取り扱いというのは、提案をもらった時に議論をすることになるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

大村臨時委員から御指摘いただいた消化ガス発電施設の設置により、場内で発生した電力を場内で利用して、電力量の節減に繋げるといような提案はありえると思いますが、あくまで任意事業として提案いただいた上で、コストや電力使用量の削減といった形で総合的に評価していただきたいと考えてございます。あくまで、事業の評価の対象となるという考え方でございます。

●増田委員長

今、二つの点について質問が出ており、話が同時進行になってしまいました。最初に知的財産権対象技術の取扱いについて議論してから、次の議論に進みたいと思います。知的財産権に関して、まだ御質問や御意見等がありますでしょうか。〈特に質問等なし〉

それでは、資料1-1の①知的財産権対象技術の取扱いについては、今回対応分のライセンス料等の負担に関するルールについて、補足説明も含めて対応案のとおり扱いにすることとし、公募書類も修正したいと思います。

それでは、②下水改築計画のルールの明確化についてはまだ意見が出てないのですが、次の③評価対象とする任意事業については、ここでは太陽光パネルが具体的事例として記載されていますが、おそらくもう少し色々な提案が出てきた方がみやぎ型管理運営方式の趣旨に合うと思います。どういった事業が具体的に評価対象とする任意事業に該当するのかというのは、10ページの※印に記載されておりますけれども、なかなか線引きも難しいものが出てくるのかもしれない。水処理施設の中核のフリンジ

みたいところで、該当するのか否かという議論は出てくるとは思うのですが、技術ワーキンググループの中でも御検討いただいて、この※印に記載されている任意事業に合致するのかどうかということも含めて評価いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。〈異議無し〉

それでは、①及び③は今の質疑も踏まえて、こういう形としますが、②下水改築計画のルールの特明確化については、まだ御意見が出ておりませんが、何かございますでしょうか。

もしなければ、私から質問があります。5ページの検討の背景のところの二つ目のポツ（・）の最後の段落に、懸念されるとの意見が応募者より出されたと書かれています。要するに、他の競争相手がこういうことをされては困るというのが、応募者からの意見だと思えますが、県としても、この応募者の御意見をごもつともだと判断して、こういう対応をするということですよ。

●水道経営課 田代課長

応募者からの指摘を受けまして、我々もこういったことが起こっては困りますので、前回の委員会でもルールを御提案させていただきました。今回一部を修正し、極力価格点だけを狙うような無理な提案が出てこないような形でルールを定めたというものでございます。

●増田委員長

もう一つ、想定外の事象というのは、何が起こるか今の段階でまだ分かりませんが、場合によっては、県が決めた265億円という改築費の上限自体が大きく変わってしまうような想定外の事象が全くないということも無いと思うのですが、そういった場合についても、入れ替えでは対応しきれないものについては、県が納得できれば協議に応じるというそういうルールになるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

もちろんこの265億円につきましては、物価変動等を加味して協議していくわけですが、県としてもむやみに増額の協議に応じることはできないことから、7ページに実際の運用を提示させていただきましたけれども、厳格に審査を行いたいという考え方を示させていただいたところでございます。

●増田委員長

8ページの図のところ、非公開になってはいますが、ある程度のバッファが設けられていて、その範囲内に収まる部分については運営権者に負担してもらうということなので、ある程度の抑止力があると思いますが、具体的にどういう事象が起こるのかというのが、なかなか私の中でも想定しきれないので、この立て付けで大丈夫かなという気もしないわけでもないですが、いかがでしょうか。

応募者からもこれならやれるということだったので、よろしいですね。

●水道経営課 田代課長

我々は、応募者と半年間競争的対話をしてまいりましたが、下水道の改築の提案上限額265億円につきましては、かなり厳しいという意見が三つのグループから出されているところでございます。かといって、我々はハードルを下げるつもりは当然ありませんけれども、こういったルールの中で競争原理が働いて、どの程度削減になるのかなというところですが、実際の金額につきましては、札が入って見ないと分からないところでございます。

県基準額は非公表でございますが、応募者は当然1億円でも安く入れようと努力はされると思えます

けれども、無茶な価格競争にはならないのではないかなと考えております。

●増田委員長

後で評価の話が出てくると思いますが、価格の得点と内容の得点がそれぞれの比率に割り振られていますので、応募者はどちらをどれ位優先して、価格と内容のバランスを取るかということをお検討いただくということですね。県としては配点という形でこういった配分を望んでいるのかというシグナルを出しているということだとは思いますが。

●今西副委員長

今の話に関連して質問があります。配点については、色々なケースを想定してシミュレーションはされているのでしょうか。シミュレーションした結果、あまり差がないような状態であれば、評価するのが非常に難しいと思います。例えば、競争的対話でお話されている中で、総合点のような形で配点の重みづけがどの位あるのかというのが、私としては読めないのですけれども、その辺についてお話いただいてもよろしいでしょうか。

●水道経営課 田代課長

我々も各グループがどこに重きをもって提案されてくるかについては、正直分かりません。ただ、下水道の改築の配点は200点満点中の5点で、運営権者収受額については、200点満点中の40点ですから、運営権者収受額の価格の方がはるかにインパクトは大きいと思います。

当然下水道の改築費用で頑張る応募者もいるかと思いますが、価格で頑張る応募者は運営権者収受額の方で頑張るのではないかと思います。提案内容はもちろんどの応募者も頑張ると思いますが、価格についてどこでどの位頑張るかという点については、正直読めません。

競争的対話の意見交換の中では、もちろん応募者も手の内を見せることはありませんし、我々が聞くこともありませんので、こういった形の提案になるかは分からないというのが、正直なところでございます。

●田邊委員

そういった応募者側の点数を狙った恣意性を避けるためには、県の計画から変えた理由に合理性があるかどうか最大のポイントだと思います。5ページの下にあるとおり、改築しない場合は提案書に理由を示すということになっているのですが、この妥当性の判断はできるものなのでしょうか。

私は下水道については素人ですが、不動産投資については専門家として、エンジニアレポートや第三者評価を取得し、これらは緊急修繕事項、短期的修繕事項、長期的修繕事項等、費用項目が分かれていますので、本当に必要かどうか基準と比べて照らし合わせて確認をしていきます。確認していく中で、やはりここで費用を見積もってないとおかしいなど、一つ一つ聞いてチェックしていくのですけれども、下水道の場合、提案書を見て工事を後ろにずらしたことや改築しないことの妥当性の評価は、専門の方であればできるものなのではないでしょうか。

●水道経営課 田代課長

6ページのところに、県の改築計画の対象設備として、AからDまで記載されてございます。我々は、耐用年数や設置年度、施設の重要度、そういったものを加味した上で改築の計画を立ててございます。

しかしながら、表の水色の部分の県の計画では改築対象外とした設備につきましても、実は標準の耐用年数から更にオーバーしているものもございます。このように、県の計画に入れきれなかった設備もございますが、我々はこのオレンジ色の部分を選んだわけです。

これに対しまして、応募者もAからKまで全ての設備を見た上で、御提案されると考えてございます。先ほど田邊委員がおっしゃったとおり、県計画の対象設備を改築しない場合はその理由等も示していただくこととしました。そういった中で、改築計画の提案書が出てくるわけですけれども、いずれにしても、入れ替えは間違いなく発生するかと思えます。なかなか20年先まで確定させるというのは不可能に近いことですので、5年に一度協議しながら進めていかざるをえないのだろうと考えております。

増額協議する場合の運用の中に、当初計画の妥当性という言葉を書きましたけれども、責任を持った上で御提案していただきたいというメッセージを応募者に発しているというところでございます。

●田邊委員

将来の話ですので、完全には無理でしょうが、提案書を見てある程度妥当性の判断はできるだろうということでもよろしいでしょうか。

●水道経営課 田代課長

そういうことでございます。

●増田委員長

他に何か御質問等ございますか。〈質問なし〉

それでは、議事（1）についての質疑は以上とします。特に修正なしということですので、今回の事務局案を承認するというので、先に進みたいと思います。

よろしいでしょうか。〈「はい。異議無し。」の声あり。〉

『議事（2）宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）に係る第二次審査の進め方等について』

●増田委員長

続きまして、議事（2）宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）に係る第二次審査の進め方等について、事務局から説明をお願いします。

●水道経営課 田代課長

第二次審査の進め方について、説明させていただきます。資料2-1を御覧願います。

1ページは、各組織の役割です。前回の委員会から変更はございませんので、今回は説明を割愛させていただきます。

2ページから説明させていただきます。第二次審査の流れでございます。まず、1月6日から13日まで、おそらく三つのグループから第二次審査書類の提出があると思われます。1月下旬までにこの第二次審査書類と、後程御説明させていただきますが、審査表及び各ワーキンググループの資料を各委員に配布させていただきます。

2月に入りまして、2日と5日に、財務会計と技術のワーキンググループを開催します。12日には、今年度第4回目のPFI検討委員会を開催しまして、論点整理を行います。内容は後程説明させていただきます。

きます。2月24日には、第5回目のPFI検討委員会として、プレゼンテーション審査を実施したいと考えております。審査及び採点・集計、最優秀提案者の選定までお願いしたいと考えてございます。

3月上旬までには、審査講評の作成を予定しております。このように、順調に審査が進んだ場合には、3月中旬に委員長から知事に対しまして、最優秀提案者の答申をお願いしたいと考えております。

3ページをお開き願います。(1)ですけれども、提案書の合計枚数については、実はほとんどの項目で1項目3枚程度を上限としておりまして、1グループ当たりA4版で最大96枚になります。その他に、収支計画、改築及び修繕提案書がエクセル表で提出されます。

(2)の提出方法については、この位のボリュームだということもありますので、1グループ当たり3センチから5センチのパイプ式ファイルで提出されます。

(3)の委員には提示しない資料でございますが、2-4「応募企業又はコンソーシアム構成員の実績」の裏付けの資料、こちらにつきましては、配付はいたしません。また、6-5「下水道事業に係る改築費用」、11「運営権者提案額」、先ほど説明しました評価対象とならない任意事業についても配付いたしません。逆に、評価対象となるものについては配付するという形になります。

なお、前回御要望のありました提案概要書については、A3判の横3枚で、各グループの概要を配付させていただきます。

4ページを御覧ください。ワーキンググループでございます。まず、ワーキンググループの役割についてですが、第二次審査書類の記載内容は多岐にわたり、各分野における専門性の高い情報が多く含まれることから、各委員による的確な審査、評価を可能にするために、専門性の高い情報を、その分野に精通した委員によって整理していただくものでございます。

設置するワーキンググループは二つを想定しております。財務会計と技術のワーキンググループでございます。財務会計ワーキンググループにつきましては、各評価項目の特徴や利点、懸念点を整理いただきたいと考えております。技術のワーキンググループにつきましては、評価項目を総括していただくとともに、主要な技術や取組等のポイントを整理していただこうと考えております。

5ページをお開き願います。財務会計ワーキンググループで取り扱う評価項目と整理する内容です。優先交渉権者選定基準の評価項目のうち3項目となります。一つ目は、2「事業実施体制」のうち、「役割分担及び機関設計」です。内容は、SPCの意思決定のプロセスに関する特徴や利点等を整理していただきたいと考えております。二つ目は、3「収支計画・資金調達方法」です。内容は、計画財務諸表とその前提条件、想定されるリスクへの対応方法に関しまして、特徴や利点等を整理していただきたいと思えます。また、資金調達方法について、安定性・継続性の観点から、特徴や利点等の整理をお願いしたいと思います。三つ目は、9「事業継続措置」のうち、9-1「事業継続性を確保するための対応策」でございます。事業継続性を確保するために必要な資金の考え方、資金ショート等のリスク対応策につきまして、特徴や利点等を整理していただきます。

6ページは、財務会計ワーキンググループの調査票の案でございます。このような形で、上段に評価項目ごとの提案内容を記載しまして、下段に所見を記載していただくというイメージでございます。

7ページが技術ワーキンググループで取り扱う評価項目と整理する内容についてです。3項目ございます。一つ目は、評価項目番号の4「水質管理」、二つ目は5「運転管理・保守点検」、三つ目は6「改築・修繕等」となります。

技術ワーキンググループには、評価項目ごとの総合的な所見の整理と、提案内容から主要又は特徴的な技術・取組等を抽出していただきまして、宮城県の事業環境、すなわち立地、気候、水質等を踏まえまして、主に提案の実現性と記載した効果等の有効性等を整理していただきたいと考えてございます。

8ページは、技術ワーキンググループの調査票の案でございます。左側の調査票①につきましては、評価項目ごとの総括でございます。評価項目ごとに、三つのグループの所見を記載していただくイメージでございます。

右側の調査票②につきましては、主要な、或いは特徴的な技術を解説していただきます。調査票②はA3判の横向きとし、左側に提案の内容を整理いただきまして、右側に技術等に関する補足情報や提案書記載内容に対する所見、プレゼンテーション審査における確認事項を整理していただくイメージでございます。

9ページを御覧ください。PFI検討委員会への報告についてです。2月12日のPFI検討委員会におきまして、各委員が公平・公正な評価ができるよう、各ワーキンググループの座長から提案の特徴や利点等を御報告いただきたいと考えております。留意点ですが、プレゼンテーション審査で質問・確認すべき内容をまとめまして、必要に応じて予め応募者にも通知できるとしてございます。また、提案内容に関しましては、応募者から追加で資料を提出させることは、公平性の観点から行わないと考えております。三つ目ですが、各委員が関係企業に確認を行いたい場合は、事務局を通して行っていただきたいと考えております。

10ページを御願います。審査表でございます。目的ですが、審査に当たりまして提案内容と評価基準を照合していただくとともに3グループの提案内容を対比して、各委員が公平・公正な評価を円滑に行えるよう支援するものでございます。内容は、評価項目ごとに優先交渉権者選定基準を掲載いたします。また、項目ごとに見出しやタイトル等を整理いたします。巻末には採点表の掲載を予定してございます。

11ページを御願います。審査評のイメージです。このように、上段に優先交渉権者選定基準を記載しまして、下段には提案審査書類の比較として、三つのグループを併記する形で記載いたします。

12ページは、採点表のイメージです。こちらも三つのグループを併記する形で、評価を記載する想定です。

13ページを御願います。評価に関する基本的事項の確認でございます。

(1)は、2月12日のPFI検討委員会で事務局から報告する事項でございます。一つ目のポツ(・)ですが、調査基準額を下回る応募があった場合には、調査結果を御報告させていただきます。また、失格となります標準未滿となりうる提案の有無、水質管理体制や運転管理・保守点検計画に係る各応募者の提案と現行体制との比較結果、各応募者が提案する改築計画と県の計画の対比結果を御報告させていただきます。

(2)は、評価の判断基準でございます。各グループの提案につきまして、項目ごとに評価基準に照らしまして、標準、良、優の採点をお願いします。

(3)は、得点化の方法でございます。全委員の採点結果を項目ごとに平均しまして、集計するという方式をとりたいと考えております。

14ページを御願います。プレゼンテーション審査の進め方です。会場について、前回の委員会では、本日の会場と同じ第二会議室と御説明しておりましたが、ここよりも広い9階の第一会議室に変更になりました。日時は、2月24日水曜日の午前9時から午後4時を予定してございます。

備考についてですが、プレゼンテーションにつきましては、提案審査書類の内容を補足するものでございますので、内容は提案審査書類の記載の範囲内とします。また、プレゼンテーションの内容及び質問に対する回答につきましては、履行義務を負っていただきます。

なお、提案審査書類の内容と矛盾がある場合につきましては、提案審査書類を優先していただきます。新型コロナウイルス感染症の防止対策については記載のとおりでございます。

15ページを御覧願います。1コンソーシアム当たり、発表時間は45分以内、質疑も45分以内ということで、90分を予定しております。参加者は最大15名で、協力会社やアドバイザーの出席は認めません。あくまでも、応募企業又はコンソーシアムの構成員に限ることとしてございます。

当日のスケジュールにつきましては、朝9時から午前に2グループ、午後に1グループと集計・選定作業を行い、終了は夕方4時を予定してございます。

説明は以上となります。

●増田委員長

ありがとうございました。開会から1時間が経過しておりますので、換気のため10分程休憩に入りたいと思います。

<10分間休憩>

●増田委員長

それでは、議論を再開したいと思います。休憩の前に資料2-1他で御説明いただいております。

資料4については、ワーキンググループに関する資料ですので、事務局から追加で説明をお願いします。

●行政経営推進課 目黒課長

財務会計及び技術ワーキンググループの運営要領の案について御説明いたします。

まず、資料4の第1を御覧ください。この要領は、当委員会条例の第7条の条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるという規定に基づき、ワーキンググループを設置し、運営するに当たって必要な事項を定めるものでございます。

資料の2枚目の別表を御覧ください。今回、みやぎ型管理運営方式の事業者選定のため設置する二つのワーキンググループの名称及び調査事項を記載しております。

資料の1枚目にお戻りいただきまして、第3を御覧ください。ワーキンググループの所掌につきましては、先ほどの別表に掲げる調査事項について、専門的知見を有する委員及び臨時委員により集中的に調査を行い、その結果を委員会に報告することとし、ワーキンググループには議決権は付与しないこととしております。

第4と第5を御覧ください。ワーキンググループに属する構成員及び座長は委員長が指名することとし、座長がワーキンググループの議長となります。

次に、第6でございます。会議の公開については、委員会の例に準ずるものとし、平成30年度の第1回目の委員会で、第2回目以降の委員会は非公開と決定していることから、ワーキンググループについても非公開を想定してございます。

なお、本要領はみやぎ型管理運営方式の事業者選定に関するものであるため、附則に、有効期限に関する規定を設け、現委員の任期が満了する令和3年6月30日に、その効力を失うということとしております。説明は以上となります。

『議事（２）質疑応答』

●増田委員長

ありがとうございました。

ワーキンググループについては、この運営要領に従って進めるということにしたいと思います。

それでは、先ほどの説明に戻りまして、資料２－１から２－５について、何か御意見や御質問があれば、お願いいたします。

些末なことかもしれませんが、資料２－１の１４ページに、プレゼンテーションは、提案審査書類に記載した内容の範囲内とすると書かれていて、前の方にもどこかに同じようなことが書かれていたかと思うのですが、プレゼンテーションは、パワーポイントのようなものを使いながら説明されるというような感じでしょうか。

●水道経営課 田代課長

おそらくプレゼンテーションについては、パワーポイントを用意されることを想定してございました。

●増田委員長

そうすると、提案審査書類に記載の範囲内ということは、事前にチェックをかけたかでしょうか。それとも、留意して作ってくださいということでしょうか。

●水道経営課 田代課長

あくまで事前チェックはしません。ただし、１４ページの備考に書かれている内容については、事前に応募者にも通知してございますので、提案審査書類を飛び越えたようなプレゼンテーションをされては困りますということはお伝えしております。

●増田委員長

分かりました。他にいかがですか。

●大森委員

一つだけ確認です。資料２－１の７ページの技術ワーキンググループについて、※印の二つ目の一行目に、「提案内容から主要又は特徴的な技術・取組等を抽出し、」という表現があります。もちろん膨大なものの中から特徴的なものをある程度選ばないと、なかなか整理できないということだと思いますが、この抽出が恣意的なものにならないような工夫というのは、必要かと思います。ワーキンググループでは、その辺に対する配慮はされるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

技術ワーキンググループの構成員に選定された委員に抽出していただくと考えてございます。

提案書を見て、我々事務局側が抽出するのではなくて、各委員に特徴的な又は主要な技術・取組等を抽出していただいて、御議論いただきたいと考えてございます。

●増田委員長

他にいかがでしょうか。

●大村臨時委員

どこに書いてあったのか見つからないのですけれども、ヒアリングについては、事前にプレゼンテーションをされる応募者に質問内容を教えるということもあり得るのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

資料2-1の9ページの留意点の一つ目のポツ（・）のところでございます。

ワーキンググループもそうですが、2月12日の論点整理のPFI検討委員会の中で、質問や確認事項等を取りまとめ、必要に応じて事前に応募者に通知することを考えてございます。また、逆に即応性を問うような質問については事前通知しない等、委員の皆様は論点整理の中で御議論願いたいと考えているところでございます。

●増田委員長

今の点に関して、なかなか具体的にどういうものがあるのか分からないのですけれども、一つのグループだけに伝える方がいいのか、それとも他のグループにも事前に伝えておかなきゃいけないものがあるのかということは、当日にならないと分からないのかもしれませんが、質問の仕方も何パターンかあると思うので、少し整理しておいていただけるとよろしいかと思えます。

●水道経営課 田代課長

実際の提案書が提出されましたら、我々の方でその辺につきましても、各委員からの御意見を伺いながら、整理させていただければと思います。

●大村臨時委員

2月12日の委員会では、ワーキンググループの意見も踏まえて、質問内容をまとめるということでもよろしいのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

財務会計も、技術もワーキンググループの中で色々な御意見が出ると思いますので、御議論いただいた中で、事前に質問した方がいいのか、逆に当日の方がいいのかにつきましても、お話を承りながら事務局の方で整理させていただきたいと思えます。

●大泉委員

資料2-1の9ページの留意点の二つ目に、「提案内容に関して、応募者から追加で資料を提出させることは、公平性の観点から行わない。」と記載がありますけれども、留意事項一つ目の質問に回答するために資料を提出することは可能ということでもよろしいのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

プレゼンテーション審査に対する質問をペーパーで回答するというイメージでしょうか。

●大泉委員

事前質問に対して、追加でこういう資料があった方が分かりやすいとプレゼンテーションする側が判

断した場合は、追加で資料を提供するというのは可能かということです。口頭では分かりづらい場合もあるかと思います。

●水道経営課 田代課長

基本的には追加の資料等を特定のグループだけに提出させることは公平性を欠くと考えてございまして、質問に対する回答のための資料の提示ということについても、今の段階では考えてございませんでしたが、更に検討させていただきまして、御報告させていただきたいと思います。

●大村臨時委員

今の話に関連しまして、質問があります。事前に応募者に質問をすると、パワーポイントの中に質問に対する説明を入れて話をされる場合もあるかと思います。

提案審査書類には書いていない話をプレゼン資料の中に盛り込んで話をするということになると、ある意味資料を追加で提出したことになりかねないので、その辺についてはよく検討させていただきたいと思います。

●水道経営課 田代課長

承知しました。事前質問のタイミングも含めまして、その辺についても更に整理して御報告させていただきたいと思います。

●田邊委員

細かい点の確認になりますが、パワーポイントの資料自体は見るだけで、資料として配られないという認識でよろしいでしょうか。それとも参考にもらうことは可能でしょうか。

●水道経営課 田代課長

スクリーンで映像も流しますが、手元にもお配りいたします。ただし、紙の資料についてはプレゼンテーション終了後に回収させていただきます。

●田邊委員

分かりました。それから、質問内容について先ほどお話がありましたが、プレゼンテーション当日に共通で質問する項目がある場合は、誰が質問する等、役割分担も決めておいた方がよいかと思います。自由質問の時間も必要かと思うので、その時間を確保するために効率的に進める方法を検討されるかと思っています。

●水道経営課 田代課長

承知しました。こちらも含めて検討させていただきます。

●田邊委員

あと、プレゼンテーションは第5回のPFI検討委員会として実施するというのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

はい。

●田邊委員

ということは、会議の成立条件は過半数の出席があれば良いということなので、4名の委員に万が一の事が起きても、プレゼンテーションは成立するということですね。

●水道経営課 田代課長

はい。

●田邊委員

分かりました。交通事情とか、色々なこともあり得るかなということで、確認でした。

●大村臨時委員

その場合、出席されない委員の点数は評価には入らないということですね。

●水道経営課 田代課長

そうですね。結局そういう形になるかと思います。

●今西副委員長

一つ気になることがありまして、第二次審査書類というのは、基本的には最終書類だと考えていいのですよね。そうすると、プレゼンテーションというのは、その中のものを説明するということであって、新たにそれに付け加えるとなると、第二次審査書類以上のものが付け加えることになるので、それは審査の対象から外すということによろしいのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

はい。そのように考えてございます。

繰り返してございますが、資料2-1の14ページの備考の一つ目のところを御覧ください。あくまで提案審査書類に記載の範囲内としてくださいという通知をしてございます。もし仮に、提案審査書類の内容を飛び越えたようなテーマのプレゼンテーションがされたとすれば、事務局の方で交通整理しなくてはいけないだろうと考えてございます。

●今西副委員長

そういった事態はないとは思いますが、プレゼンテーションまで1ヶ月以上ありますので、その間に色々な提案とかそういったものがある場合は、それは審査には反映しないという考え方でよろしいですね。

●水道経営課 田代課長

はい。そのとおりでございます。

●滝沢臨時委員

最後のページのプレゼンテーション審査の進め方のスケジュールについてですけれども、各コンソーシアムが発表した後に採点の記入を行うことになっています。

最初にプレゼンテーションを聞いてこれは素晴らしいと思っても、実は他のコンソーシアムも同じような提案をしていたという場合があります。最後まで全部プレゼンテーションを聞いた上で、最終的に採点しなければ、発表の順番によって採点に影響が出るということがありますので、そこを少し検討いただいた方がよいかと思います。

言葉の確認ですけれども、SPC、企業、コンソーシアムという言葉はどのように使い分けされているのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

失礼しました。統一させていただきます。

●滝沢臨時委員

あと、先ほど少し議論になっていましたけれども、やはり20年間の改築・更新を予測するという事は、なかなか難しいことです。5年ごとに改築計画を更新されるということなので、その際に色々と修正されると思うのですけれども、それに関連して、技術ワーキンググループの役割について確認があります。

いくつか資料がありますが、資料によって技術ワーキンググループの役割の書かれ方がそれぞれ違うのですけれども、これはなにか意図するところがあるのでしょうか。資料4では、とても一般的な技術に関する事だけが書かれていますが、資料2-1の1ページには、「技術面に係る実現性及び有効性等の確認」と書いてあります。また、同じく資料2-1の4ページには、「評価項目を総括し、主要な技術や取組等を整理する」と書いてあり、少し内容が違ってきます。それから7ページにもう少し細かい記載がありますが、これも他のページと少し書かれている内容が違うように思うのですけれども、いかがでしょうか。

●水道経営課 田代課長

資料の作り込みが甘かったところだと思いますが、大変失礼いたしました。

事務局側の思いとしましては、資料2-1の7ページに記載の三つの評価項目ごとの総合的な所見を整理するというのが一つ、それから、提案内容から主要又は特徴的な技術・取組等を抽出していただいて、その技術に関する実現性と有効性、妥当性について整理していただきたいという思いでございます。

資料の曖昧なところにつきましては、更に整理させていただきたいと思います。大変失礼いたしました。

●滝沢臨時委員

そうすると、個別の技術について幾つか抽出してそれについての有効性と実現性を整理するという事と、それとは別に技術全体の総合的な所見を整理する、この二つをやるということでしょうか。

●水道経営課 田代課長

そういうことを考えてございます。

●滝沢臨時委員

総合的な所見というのは、どういうことを整理すればいいのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

具体に書いてごさいませんでしたけれども、水質管理、運転管理・保守点検、改築・修繕等、それぞれ三つの項目ごとに企画提案書を見ていただきまして、それぞれを総合的に見た実現性や有効性等について統括した評価をしていただきたいと考えているところでございます。また、その中でも特徴的な技術を抽出していただき、深掘りしていただきたいと思っております。

●滝沢臨時委員

例えば、先ほど少し議論になった改築・修繕について総合的な所見を整理するとすると、県の計画と応募者が提案してきた計画の比較表みたいなものがあると理解してよろしいでしょうか。

●水道経営課 田代課長

事務局の報告の中でも、県との比較を整理して御提示したいと考えてございます。

●滝沢臨時委員

有効性（妥当性）とありまして、有効性と妥当性は少し違う気もしますが、それを評価するときには、それなりの根拠になるような情報がないと判断が難しいかと思いますが、いかがでしょうか。

●水道経営課 田代課長

正直、事務局でどこまで整理しきれるかというところはございますけれども、提案書の中には県の計画では改築に入れたものを計画に盛り込まなかった場合の理由等を整理していただきますが、それに対する事務局側の所見も可能な限り御説明したいと思います。

●滝沢臨時委員

反対に、全て県の計画通りにやりますといった提案があった場合、特に評価することがないということになります。その場合は何を評価したらいいのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

県の計画通りとなれば、当然標準ということになるだろうと考えます。可もなく不可もなくといったところでしょうか。

●滝沢臨時委員

そうすると、逆にここの評価というのは、県の計画と違った項目についてのみ評価すればいいということでしょうか。県の計画通りの場合、標準になるわけですね。

●水道経営課 田代課長

技術の評価についてはかなり幅広くなるかと思っておりますので、滝沢臨時委員の御意見も踏まえまして、その辺についても明確にできるように少し検討させていただきたいと思っております。

●滝沢臨時委員

「運転管理・保守点検」、「改築・修繕等」と項目が分かれています。この考え方は大きく分けて二つあります。

まず、特に設備関係だと、突然故障する可能性がある。計画を立て、故障する前に早めに修繕して更新していくという考え方があります。もう一つは、点検を強化して、定期的に故障が起きないかどうかしっかりと点検し、これは大丈夫と判断したものに関しては、更新しないという考え方もあります。後者は、点検してみないと分からないところがあるので、応募者は外見とか使用年数とかそれだけで提案してくると思います。先ほどの下水改築計画のルール明確化の議論では、改築計画の入れ替えにより対応するという話でしたので、現時点ではそういうやり方しかないかと思うのですが、実際に点検してみたら想定と違うというものがたくさん出てくるような気がします。そういうところに対して、契約後に再交渉が頻発するのは、どちらにとってもあんまり良い話ではないので、難しいところではあるのですが、その時にやはり技術ワーキンググループの責任が問われるのではないかと思います。技術ワーキンググループがきちんとみただけなのに、どうしてこんなにたくさん再交渉が生じるのかみたいな話が出てくると、それは我々としてはすごく気になる場所です。

これに関して、例えば県の方で点検データとかも公表されているのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

我々が保有している点検や修繕の履歴につきましては、全て公表してございます。また、募集開始する前から可能な限り、本事業への参画に興味を持たれている企業向けの現地見学会をやっております。

ただ、実際は滝沢臨時委員の御指摘のとおり、実際運転が始まってからということも多々あるかと思っておりますので、その辺の評価につきましては、更にそういった視点も含めまして、検討させていただければと思います。

●滝沢臨時委員

色々なことが起こりえるかと思っております。例えば、実際にはこのバルブはもう20年触ってないので、触ってはいけないということを、現場の職員は知っているけれども、受託した企業は知らずにそのバルブを動かして問題が生じたとか、この機械はずっと使っておらず、運転したらトラブルになるということは現場の職員は知っているけれども、書類としてはどこにも書いてないとか、そういう情報がたくさんあるので、実際に事業を始めるとなかなか難しい点が出てくると思います。これに関しては、改築・修繕で対応するのか、強化した保守点検で対応するのかというのは、企業によって考え方が違うと思いますので、そこら辺がきちんと読み取れないと、A社はやたらと改築・修繕をするけれども、B社は、改築・修繕は非常に少ないということになる可能性もあります。1回のワーキンググループの時間の中だけでは全部読み取るのはなかなか難しいと思うので、その点も踏まえて、事務局であらかじめ整理をしていただけるとありがたいと思います。

●水道経営課 田代課長

改築・修繕というのは、かなりノウハウが出てくるのだろうと我々は想定してございます。

競争的対話の中でも、具体的な話は出てきておりませんが、予防保全的なことを多くすることによって更新しなくてもいいというような話も当然出てくると思います。それがまさしくノウハウだと思ってございます。また、ワーキングの話ですが、一応今の段階では1回の実施を想定してございま

すが、日程上可能かどうか分かりませんが、例えば複数回実施する可能性も排除してございませんし、事務局側で委員の皆様からの御要望を承って整理できるものは極力整理しながら良い御意見をいただけるような配慮を極力していきたいと考えてございます。

●大村臨時委員

先ほど滝沢臨時委員がおっしゃったことは非常に大事な視点だったと思いますけれども、現在の県の処理場がやはりベースにあって、その中で例えば更新等のやらなくてはいけないことというのは、あらかじめ県で抽出して、それに対応できるような提案をしてくださいという仕組みにしたのですよね。ですから、現在の処理施設から考えて、環境問題や新たな社会的な課題に対応できるようにするためにはどういう処理施設に変化していけばよいのかという点は、応募者側のアイデアだと思います。例えば、今まで使っていた発電機をもっと省エネ型に変更するような技術的なものもあるかもしれないし、全体として下水処理施設が変わることによって、これだけの社会貢献ができるというようなことも判断すると、総合的な評価になるのかなと、私は思っております。

確かに、技術ワーキンググループできちんとした評価をするということは、本当に大変なことだと思いますので、事務局の方ともコンタクトを取りながら、良い評価ができるように期待していますし、滝沢臨時委員が今おっしゃったような観点も踏まえてやっていければより良い評価に繋がると思います。

●増田委員長

他にいかがでしょうか。

では、私からは、先程滝沢臨時委員から資料4の別表に記載されているワーキンググループがやるべきことと、資料2-1中に記載されているワーキンググループの役割の濃淡が違うのではないかというのがありました。正式な書類としてはこの資料2-1の中に書き込まれているものは、公表するのでしょうか。要するに、資料2-1にはこういう観点で評価しますということについて、やや踏み込んで書かれています。実際の運営要領にはそこまで書かれていませんので、資料2-1そのものを書類として残すのでしょうか。それとも、資料2-1のような内容はワーキンググループの中での方針としてそれぞれのワーキンググループで決めるものであって、運営要領としては、別表のような表現に留めるのか、事務局としてどのようにお考えですか。

●水道経営課 田代課長

運営要領や資料にどういった形で書き込むのか、資料として残すかということについては、事務局で調整させていただいて、御報告させていただければと思います。

●増田委員長

具体的な調査票の案が出てきていますので、これを埋めるために大体どういう作業をやるべきかどうかということを整理するとよいかもしれません。

他にいかがでしょうか。

●佐々木委員

聞き漏らしたかもしれないのですが、資料2-2の第二次審査スケジュールの中で、1月29日に財務会計と技術のそれぞれのワーキンググループの資料の送付とあるのですが、具体的にはどういう資料を

送付されるのかをもう一度教えていただきたいのと、それから要望ですが、事前に第二次審査書類は1月中旬に目を通せるとして、1月29日に資料が送られてから財務会計のワーキンググループまであまり日がないので、当日のワーキンググループの準備のために調査票のデータも送っていただけるとありがたいと思います。

●水道経営課 田代課長

1月29日にお送りしたいと考えている資料は、資料2-3の調査票に提案内容を貼り付けたものと、前回の資料でも添付させていただいたかと思いますが、事務局で整理した財務関係のグラフ等です。

時間のなかでのワーキンググループの開催になりますが、エクセル表等については、可能な限りデータでお送りさせていただきたいと思います。

●増田委員長

他にいかがでしょうか。〈質問なし〉

それでは予定していた議事は以上です。いくつか調査票の詳細等、課題が残っている点はあると思いますが、大きな修正というよりは具体化に向けて再チェックする程度ですので、原則は修正なしとし、事務局案で進むということで、委員会として承認することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈「はい。結構です。」の声あり。〉

それでは、引き続きワーキンググループの具体的な構成員について、事務局から説明願います。先程承認した運営要領では、委員長が指名するというようになっておりますが、事務局案があればお願いします。

●行政経営推進課 目黒課長

事務局といたしましては、財務会計ワーキンググループの座長として田邊委員、構成員として大泉委員と佐々木委員の3人、それから技術ワーキンググループの座長として大村臨時委員、構成委員として、滝沢臨時委員、佐野臨時委員の3人をお願いしてはどうかと考えてございます。

●増田委員長

以前から、それぞれの御専門の中で御審議いただいておりますので、御異議なければ、事務局案の構成で進めたいと思います。

特に田邊委員、大村臨時委員には座長をお願いするというので、大変な作業をお願いすることになると思いますが、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、以上のとおりそれぞれのワーキングの構成員と座長を決定したいと思います。

『議事（3）その他』

●増田委員長

続きまして、議事（3）その他について、事務局から何かあればお願いいたします。

●水道経営課 田代課長

私から1点、資料3の関係市町村からの意見及び要望について、御説明させていただきます。

前回の委員会でも御紹介いたしました仙南・仙塩広域水道受水団体連絡会から、さらに要望書が提出され

ました。内容的には、選定後や事業開始後の内容となっておりますが、御紹介させていただきます。

●増田委員長

ありがとうございました。資料3については、特によろしいでしょうか。

それでは、本日より予定していた議事は全て終わりましたので、事務局に進行を戻したいと思います。

【3. 閉会】

●司会（行政経営推進課 槻田副参事兼課長補佐（総括担当））

長時間の御審議ありがとうございました。それでは以上をもちまして、令和2年度第3回宮城県民間資金等活用事業検討委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。